

日本 IBM パワハラ降格事件の公正判決を求める要請書

日本 IBM はパワーハラスメントを全社的に展開し、人員削減の道具として使っています。このように、経営方針そのものが利潤追求ばかり追い求め、根本的に労務政策がゆがんでいる企業自体の問題が社会的に放置されています。日本 IBM は「パワハラ3点セット」と呼ばれる組織的パワーハラスメントを展開しています。この延長線としてさらに「降格」により賃下げ・嫌がらせを行い、ハラスメントを道具とした人員削減施策を強引に進めようとしたのが今回の事件です。

パワハラ3点セットとは

1. パワハラ低評価

合理的な理由なしに個人業績査定を低評価とするものです。リストラのターゲットとなった従業員がパワハラ低評価の標的となります。

2. パワハラ PIP

PIP とは、Performance Improvement Program（業績改善プログラム）の略称です。個人業績査定が低評価となると PIP を強要されますが、改善とは名ばかりで、PIP の名目で行われる個人面談で退職勧奨、あるいは個人攻撃が繰り返されます。

3. パワハラ賃下げ

個人を狙った賃下げです。個人の業績が期待に達しなかったとして最大で年収の15%が賃下げされます。賃下げすることによって会社から追い出すことを狙っています。

原告らはいずれもハラスメントによる退職誘導の一環で降格されたもので、第三次賃金減額裁判（平成30年（ワ）第32219号民事19部）の原告でもあります。貴裁判所におかれましては、憲法、労働法、判例法理の原点に立ち、労働者の基本的人権と生活、雇用をまもるため、公正な判決を下されるよう、強く要請いたします。

年 月 日

団体名または個人署名

所在地または住所

団体の場合は代表者名

印

返送先

JMITU 日本アイビーエム支部 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-20-6 川瀬ビル 5F

TEL: 03-3583-9037